

ひなたの文化活動推進事業実施要領

公益財団法人宮崎県芸術文化協会

1 趣旨

実施主体である文化団体等が自らの創意工夫に基づいて企画・運営する文化の裾野の拡大に資する取組を支援し、県内の文化活動等の活発化を図る。

2 事業の実施主体

本事業の実施主体は、県内で文化活動を行う団体及び個人とする。

3 事業の内容

次のいずれかに該当するもので、文化の裾野の拡大に資するもの。

- (1) 文化の享受者の拡大に資する魅力的な創造発信を行う取組
- (2) 文化の力を生かして社会課題に向き合う取組（文化と他分野が連携した取組）
- (3) 次世代育成に資する取組
- (4) その他（令和3年度に本県で開催された国文祭・芸文祭みやざき2020により生まれたつながりや成果を生かした取組等）

4 補助率等

10/10以内（限度額：原則50万円）

5 事業の選定

- (1) ひなたの文化活動推進事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により実施事業を募り、ひなたの文化活動推進事業運営委員会において審議し、その審議結果に基づき会長が決定する。
- (2) 委員は公益財団法人宮崎県芸術文化協会の会長が任命する。

6 補助金の交付及び実績報告

交付要綱に従い必要な手続きを行うものとする。

7 その他

事業の実施に必要な事項は会長が定める。

附 則 この要綱は、令和5年度ひなたの文化活動推進事業から適用する。